公　　示　　日：2022 年 3 月 2 日(水)
調達管理番号：21a01178
国　　　　名：南スーダン
担 当 部 署：ガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室
調 達 件 名：南スーダン国ジェンダーに基づく暴力（SGBV）被害者の自立と社会復帰推進アドバイザー業務（生計向上・経済的自立支援）

1. 担当業務、格付等

（１） 担当業務：生計向上・経済的自立支援
（２） 格　　付　　：３号
（３） 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

（１） 全体期間：2022 年 5 月上旬から 2023 年 6 月上旬
（２） 業務人月：現地　5.50 人月、国内　1.90 人月、合計　7.40 人月
（３） 業務日数：

- 第 1 次 国内準備　3 日、現地業務 30 日、国内整理 10 日
- 第 2 次 現地業務 60 日、国内整理 10 日
- 第 3 次 現地業務 30 日、国内整理 10 日
- 第 4 次 現地業務 45 日、国内整理 5 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

（４） 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が１２ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の３４％を限度とする。
２）第２回（契約締結後１３ヵ月以降）：契約金額の　６％を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1 部

（２） 見 積 書 提 出 部 数 ：1 部

（３） 提　　出　　期　　限　　：2022 年 3 月 23 日(水)（12 時まで）

（４） 提　　出　　方　　法　　：電子データのみ

➢ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf
なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧ 評 価 結 果 の 通 知 ：2022 年 4 月 5 日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針　26 点

② 業務実施上のバックアップ体制　4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験　40 点

② 対象国・地域での業務経験　8 点

③ 語学力　16 点

④ その他学位、資格等　6 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	収入向上やマーケティング支援に係る各種業務
対象国・地域又は類似地域	アフリカ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必 要 予 防 接 種：黄熱病

6. 業務の背景

南スーダンでは、長期化する紛争影響下において、ジェンダーに基づく暴力[1]（Sexual and Gender Based Violence：SGBV）が深刻な社会問題となっている。南スーダンの女性人口の 65%が SGBV 被害の経験があるとの統計があり、中でも配偶者やパートナーによる暴力（Domestic Violence：DV）は国内の女性の 2 人に 1 人が経験しているとされる。婚資を目的とする児童婚も多く見られる。

南スーダン政府は、ジェンダー平等の推進や SGBV の予防や対応に関する政策等を整備するとともに、国連安全保障理事会決議第 1325 号「女性・平和・安全保障」（2000 年 10 月採択）の実施に向けた国内行動計画（2015-2020）も策定し、平和構築のプロセスへの女性の参画を推進するとともに、元戦闘員の女性やDV被害者女性の経済的自立や社会復帰を支援する取り組み強化の方針を打ち出している。国内では、多数の人道支援団体が SGBV の予防や被害女性・女児の一時保護に取り組み、2017 年には政府、国連機関、国内及び国際 NGO によって、「南スーダンにおけるジェンダーに基づく暴力の防止、かかる暴力からの保護及びかかる暴力への対応に関する標準作業手順書（SOP）」も策定されている。一方で、紛争の影響による混乱や財政難を理由として、行政機関は十分な機能を果たせておらず、被害者を保護するためのインフラや通報体制が整っていない中、被害者が自立し社会復帰するための支援が行われるまでには長い道のりがある。

こうした中、JICA は 2018 年度に、南スーダン、ルワンダ、ウガンダの 3 か国にて「アフリカ地域紛争影響国におけるジェンダーに基づく暴力課題への対応に係る情報収集・確認調査」を実施するとともに、南スーダンの SGBV 被害の現状や課題、支援ニーズに基づいて、2021 年 10 月より、個別専門家「ジェンダーに基づく暴力（SGBV）被害者の自立と社会復帰推進アドバイザー」の派遣を開始した。同長期専門家は、同国のジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けたナショナル・マシーナリーである「ジェンダー・子ども・社会福祉省」を実施機関とし、地域においてパイロット活動を実施しつつ、SGBV 被害を受けた女性や、暴力に脆弱な状況に置かれている女性たちの経済的な自立と社会復帰を促進するための支援モデルの構築に取り組む予定となっている。

同長期専門家の取り組みによって、これまでに同国における SGBV の現状や取り組みの実態が把握されるとともに、女性の経済的な自立や社会復帰に関連する活動を行う NGO や関連機関にかかる情報収集や活動分析が進め

[1] 男性を優位とする不平等な力関係の下、社会・文化的に基底された性役割や規範を背景に、女性あるいは男性にふるわれる暴力。（例：DV（配偶者やパートナーによる暴力）、性暴力、児童婚）

られてきている。今後は、これらの情報も踏まえつつ、パイロット活動の全体計画を策定するとともに、実施機関やパートナー機関とともに SGBV の被害者が経済的に自立し、社会復帰をしていくための効果的な支援や取り組みのあり方にかかる検証を行うことを予定している。

本公示で募集する短期専門家は、同国における SGBV 被害女性の経済的な自立促進にかかる追加調査を行うとともに、派遣中の長期専門家とともに、パイロット活動の全体計画を策定し、その実施とモニタリング、知見・教訓の抽出を行うものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、南スーダンの「ジェンダー・子ども・社会福祉省」を実施機関とし、「ジェンダーに基づく暴力（SGBV）被害者の自立と社会復帰推進アドバイザー」（個別案件）の長期専門家と協議・調整しつつ、SGBV 被害者（サバイバー）を取り巻く複合的な課題に留意しながら、生計向上や経済活動への参画を含むパイロット事業の実施支援を行う。活動を通じ、SGBV 被害者の経済的な自立と社会復帰の促進に資する有効な活動案やそれらを促進する有効な支援策を検証する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 国内準備期間（2022 年 5 月上旬～2022 年 5 月中旬）

① JICA ジェンダー平等・貧困削減推進室、長期専門家と本案件の実施方針・内容及びスケジュールを確認した上で、第 1 次渡航のワークプランを作成し、JICA（ジェンダー平等・貧困削減推進室、南スーダン事務所）と長期専門家へ提出する。

② 長期専門家が取りまとめた資料を含む、南スーダンの SGBV 被害者を取り巻く現状・課題に関する関連資料のレビューし理解する。それらを踏まえ、以下の項目を含む SGBV 被害者や暴力に脆弱な女性の経済的なエンパワメントの推進に係る以下の関連情報を収集・分析する。

(ア)南スーダンの SGBV 撤廃や、女性の経済的エンパワメントに向けた同国の政策と制度（各省庁の取り組みの現状や課題等）

(イ)南スーダンの SGBV の被害者の経済的自立と社会復帰に向けた関係機関の取り組みの現状と課題

(ウ)南スーダンの NGO や他ドナーの取り組みの現状

(エ)SGBV 被害者の経済的自立と社会復帰に関する他国での取り組みと好事例

③ 上記を踏まえ全業務期間に係るワークプラン（案）（和文、英文）を作成し、JICA ジェンダー平等・貧困削減推進室の了承を得る。

（２） 第 1 次現地派遣期間（2022 年 5 月下旬～6 月下旬）

① JICA 南スーダン事務所および長期専門家とともに、ワークプラン（案）に基づき、活動方針・内容、スケジュールを確認する。

② 実施機関の関係者とともに、ワークプラン（案）に基づく協議を行い、必要に応じてワークプランを修正し、実施機関の了承を得て最終化する。

③ 長期専門家が現地コンサルタントとともに実施する、南スーダンの SGBV 被害者の「保護」に関する取り組みの現状や課題にかかる調査結果も踏まえながら、SGBV 被害者や暴力に脆弱な立場にある女性が経済的な自立を果たす上での課題を抽出分析する。具体的には、次のような事項を中心に、調査項目・調査対象地域を検討する。その際、長期専門家が傭上する現地コンサルタントと連携して活動を行う。

- 女性たちをとりまく経済状況（家計の収支、貯蓄、負債状況など）、女性の家庭内での資源へのアクセス・管理状況
- 起業やビジネス、就労を含む女性の経済活動の推進に関連するサービス（小規模融資、職業訓練、起業支援など）及びサービス提供者のリソース・マッピングならびに能力分析
- 起業やビジネス、就労を含む女性の経済参画が期待される市場調査（市場で扱う商品、売上・顧客情報、物品の輸出入の割合、女性が参画可能な労働市場）
- 上記に関連し、特に SGBV 被害者や暴力に脆弱な立場にある女性が有するビジネススキルの課題や、経済活動参入の障壁等の分析（例：初期投資や融資へのアクセス難、ビジネス倫理の不足、貯蓄手段の不在等）
- SGBV 被害者や暴力に脆弱な立場にある女性が自立と社会復帰するにあたり直面する課題と社会的な障壁（心理的トラウマ、社会からの偏見・排除等）

④ 女性を経済活動の対象としているNGO/NPOや貯蓄グループ、地域女性グループなどのうち、収入向上や経済参画の好事例と言われるグループやその活動を支援しているドナー等を訪問し、係る事例の情報収集や分析を行う。また、将来的により多くのSGBV被害者が各グループの包摂的な活動の中に組み込まれていくことを想定し、SGBV被害者の参加を促進・阻害し得る課題を分析する。あわせて、各グループの更なる活動活性化や事業拡大に向けた課題を整理・分析する。

⑤ SGBV被害者のうち、経済的自立を達成あるいはその達成に向けて効果的な活動を展開している事例を調査し、SGBV被害者が経済的な自立や社会復帰を果たす上で必要な取り組み課題や、同課題への対応やその経験に係る情報を収集・分析する。

（３） 第1次国内作業期間（国内整理）（2022年7月中旬～7月下旬）

① 第1次現地派遣期間の現地業務結果報告書をJICAジェンダー平等・貧困削減推進室に提出し、説明を行う。

② 現地コンサルタントによる調査を遠隔にてモニタリングを行い、調査結果を取りまとめる。調査結果及び分析結果は、現地コンサルタントと共に報告書として取りまとめ、JICA（ジェンダー平等・貧困削減推進室、南スーダン事務所）、長期専門家及び実施機関にオンラインまたは対面で説明を行う。

③ 調査・分析結果に基づき、（ア）当事者女性を対象とするグループの経済活動の促進、あるいは、（イ）SGBV被害者のグループ活動への参加促進に資するパイロット事業案を検討し、JICA（ジェンダー平等・貧困削減推進室、南スーダン事務所）へ説明する。例えば、（ア）の場合、市場ニーズを踏まえた新規ビジネスの計画策定支援や既存商品の質改善や販路拡大による収入向上策の実施など、（イ）の場合、SGBV被害者に対するビジネス倫理や資金管理等のライフスキル研修の実施や貯蓄グループ等とのマッチング等が想定される。その際、被害女性の自尊心や自己肯定力の向上、他者との信頼醸成やコミュニケーションスキル等の能力強化に資する活動等も含めた取り組みを検討する。

④ 第2次現地派遣のワークプランを作成し、JICA（ジェンダー平等・貧困削減推進室、南スーダン事務所）へ提出する。

（４） 第 2 次現地派遣期間（2022 年 8 月上旬～10 月上旬）

① 上記（３）③で検討したパイロット事業案を、実施機関及び長期専門家と検討し、係る事業実施の対象コミュニティや対象グループ（例：NGO/NPO や女性グループ）等を最終化する。

② 選定した対象コミュニティや対象グループに対し、パイロット事業案を提案し、その実施に合意が得られれば、係る事業案実施のための具体的な活動計画を共に検討する。

③ 実施機関、対象コミュニティ、対象グループ等とパイロット事業を実施する。状況に応じて、現地リソースを活用しながら技術的な支援を行う。

④ 実施機関によるパイロット事業のモニタリング計画を検討し、モニタリングツール（チェックリスト等）の作成支援をする。実施機関のソーシャルワーカー等を中心とするモニタリング活動を支援する。

⑤ 第 2 次現地派遣期間の活動結果や進捗状況を、JICA 南スーダン事務所に対し説明・協議を行う。

（５） 第 2 次国内作業期間（国内整理）（2022 年 10 月中旬～2023 年 1 月上旬）

① 第 2 次現地派遣期間の現地業務結果報告書を JICA ジェンダー平等・貧困削減推進室に提出し、説明を行う。

② 遠隔にて、実施機関によるパイロット事業のモニタリングを側面支援する。

③ 第 3 次現地派遣のワークプランを作成し、JICA（ジェンダー平等・貧困削減推進室、南スーダン事務所）へ提出する。

（６） 第 3 次現地派遣期間（2023 年 1 月中旬～2 月中旬）

① 実施機関、対象コミュニティ、対象グループ等とパイロット事業を実施する。状況に応じて、現地リソースを活用しながら技術的な支援を行う。

② 実施機関によるパイロット事業のモニタリング活動を支援する。

（７） 第 3 次国内作業期間（国内整理）（2023 年 3 月上旬～3 月中旬）

① 第 3 次現地派遣期間の現地業務結果報告書を JICA ジェンダー平等・貧困削減推進室に提出し、説明を行う。
② 遠隔にて、実施機関によるパイロット事業のモニタリングを側面支援する。
③ 第 4 次現地派遣のワークプランを作成し、JICA（ジェンダー平等・貧困削減推進室、南スーダン事務所）へ提出する。

（８） 第 4 次現地派遣期間（2023 年 3 月下旬～5 月上旬）
① 実施機関によるパイロット事業のモニタリング結果を確認する。
② 対象コミュニティや対象グループ、SGBV 被害者等へのヒアリングを通じ、パイロット事業実施中の成果や課題を確認する。
③ 実施機関ならびに長期専門家と共にパイロット事業の成功要因や課題を整理し、SGBV 被害者や暴力に脆弱な女性を対象とする生計向上や経済活動の参加促進に効果的な支援アプローチとして整理を行う。また、係る支援アプローチを実施機関が中心となって普及していくための方策についても協議・検討する。
④ パイロット活動の教訓を元に、長期専門家と連携して、SGBV 被害者や暴力に脆弱な女性が、生計向上や経済活動への参加を果たした後、どのようにそれら成果を社会復帰につなげていくことが有効であるか分析し、実施機関やパイロット事業関係者と協議を行う。それらの結果を踏まえ、南スーダンでの、実施機関の今後の政策や運営に関して、SGBV 被害者の生計向上や経済活動への参画促進に資する有効な政策案の提言として取りまとめる。提言を専門家業務完了報告書に組み込む。
⑤ 一連の成果・教訓・提言を、実施機関や SGBV 支援に関わるネットワーク等に対し、セミナー等を通じて共有する。また、広報・啓発活動を通じ、SGBV 被害者やコミュニティ、女性や女児を対象とするグループ等に広く共有する。
⑥ 全活動期間の結果を専門家業務完了報告書（案）（和文・英文）として取りまとめ、実施機関や JICA 等に提出し、内容の確認を得る。

（９） 国内整理期間（2023 年 5 月中旬～5 月下旬）

① 南スーダンでの JICA による今後の協力において、SGBV 被害者の生計向上や経済活動への参画促進に資する有効な活動案やそれらを促進する有効な支援策を検討し、上記（８）⑥の専門家業務完了報告書（案）に追記する。
② 実施機関や JICA からのコメントを踏まえ、専門家業務完了報告書（案）（和文・英文）を最終化する。
③ 専門家業務完了報告書を、JICA ジェンダー平等・貧困削減推進室に提出し、報告する。
④ 必要に応じ、ジェンダー平等・貧困削減推進室が主催する報告会等で、活動結果を発表する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１） 業務ワークプラン（全体及び各派遣時）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
形式：電子データ、英文

（２） 現地業務結果報告書
各派遣時。和文及び英文。
形式：電子データ、和文と英文
なお、第４次現地業務結果報告書は単独での作成はせず、専門家業務完了報告書に第 4 次現地業務結果報告を組み入れることとする。
・

（３） 専門家業務完了報告書
2023 年 5 月 26 日(金)までに提出。
形式：電子データ、和文と英文
JICA（ジェンダー平等・貧困削減推進室、南スーダン事務所）と長期専門家に提出し、報告する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

（１） 報酬単価

紛争影響国・地域における報酬単価の加算を適用します。詳しくは、上述 URL を参照ください。

（２） 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html を参照願います。

（３） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ドバイ⇒ジュバ⇒ドバイ⇒日本を標準とします。見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上してください。

南スーダンに渡航する JICA 邦人関係者は、JICA 南スーダン事務所が指定する宿舎に宿泊することになります。宿泊費（光熱費、共益費、家具賃貸料に相当する額を含む）は JICA 事務所にて支払いを行っているため、見積書では計上しないこととします。他方、朝食代・夕食代見合いとして一夜当たり 5,800 円を計上してください。

（４）臨時会計役の委嘱

以下に記載の在外事業強化費については、JICA 南スーダン事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

・車両関係費

＊臨時会計役とは、会計役としての職務（例：在外事業強化費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（５）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「７．業務の内容記載」の派遣期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は「２．契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

なお、現時点で南スーダン入国時の隔離期間はありません。

② 現地での業務体制
長期専門家「ジェンダーに基づく暴力（SGBV）被害者の自立と社会復帰推進アドバイザー」1 名
現地コンサルタント 1 名

③ 便宜供与内容
ア） 空 港 送 迎：あり
イ） 宿 舎 手 配：あり
ウ） 車両借上げ：あり（防弾車）
エ） 通 訳 傭 上：なし
オ） 現地日程のアレンジ：第 1 次現地派遣開始時における実施機関との協議についてのみ、現地日程のアレンジ及び同行を行う。
カ） 執務スペースの提供：ジェンダー・子ども・社会福祉省内における執務スペース提供

（２） 参考資料
① 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
・アフリカ地域 紛争影響国におけるジェンダーに基づく暴力課題への対応に係る情報収集・確認調査報告書.
https://openjicareport.jica.go.jp/214/214/214_400_12326070.html

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021 年 4 月 1 日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021 年 3 月 31 日版）」
イ）提供依頼メール
・タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」
・本　文　：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。外務省海外安全ホームページ（http://www.anzen.mofa.go.jp/）などにより最新の関連情報の入手に努め、渡航の際には外務省の「たびレジ」への登録を行ってください。また、南スーダン国の治安状況については、JICA 南スーダン事務所などにおいて、十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。

プロポーザル作成に際しては、必ず南スーダン国の安全対策措置（渡航措置及び行動範囲）、国別の安全対策マニュアルを確認の上、同措置を踏まえたプロポーザルを作成してください。

（参考）JICA の国別安全対策情報：

https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html

南スーダン国における主な行動範囲は次の通りです。但し、現地の治安状況等により変更が生じる可能性があるため、渡航前の安全管理部によるブリーフィング及び南スーダン事務所による到着時のブリーフを受けてください。また、JICA 南スーダン事務所および安全対策アドバイザーによる日常的な安全対策に係る連絡・指示を厳守してください。

① ジュバ渡航に際し、事前に必要な書類（渡航連絡票、安全管理情報シート、緊急連絡先届）を JICA 南スーダン事務所に提出し、JICA 安全管理部の渡航承認を得ること。
② 邦人が活動可能な範囲は、ジュバ市街地を中心する定められた地域のみであり、ジュバ市以外への移動は不可とする。
③ JICA 邦人関係者は JICA 事務所が指定する宿泊施設を利用する。
④ JICA 邦人関係者は、JICA 南スーダン事務所が配備する防弾車の利用を必須とする。運転手の運転に注意し、事故等が発生した場合は速やかに南スーダン事務所に連絡し指示に従うこと。乗車中は必ず施錠し、シートベルトを着用すること。
⑤ ジュバ滞在中は、各自携帯電話及び無線機を携行すること（無線機は JICA 事務所から貸与する。毎週、無線による通信チェックに参加すること）。
⑥ 移動にあたっては、ID カードまたは（有効な南スーダン査証や外国人登録を付した）旅券（写）を所持する（滞在が６か月を超える場合は、労働許可証の取り付けが必要）。

⑦ 原則として、18 時～7 時は外出禁止とする。
⑧ 有事の際は、JICA 南スーダン事務所の指示に従い、国外退避もしくは予防的措置（一時退避）を実施する。なお、リスクが予見された時点で外出を取りやめること。

（４） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
② 途上国における、貧困や脆弱層対象の生計向上、経済的エンパワメント、ビジネス、マーケティング等に関する知識を有することが望ましいです。
③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上